

原始ゲルマン民族の農地制度に就て

三喜田 熊 蔵

(信州大学教授 文理学部)

本論文に於てゲルマン民族の原始時代として取扱ふのはシーザーからタキトウスに至る時代で、ラ・テネ (La Tène) 文化時代の末期に当る。ゲルマン民族は紀元前二〇〇〇年の頃から民族大移動の時代まで、更にそのある部族に於ては、ヴィキングの時代に至るまで原始時代が継続するので、特にこのラ・テネ末期のみが原始時代でない。且つラ・テネ末期には手工業に於て精巧な芸術的作品が製作せられ、嚴密な意味に於ては原始時代といふ言葉は穩当でない。然し普通よく用ひられるドープシユ教授の「所謂原始時代」(Sogenannte Urzeit) といふ意味に於てこの時代をかく呼び度い。

最近ゲルマン民族の原始時代に関する考古学的研究によつてこの方面に新分野が開拓され、屢々従来の定説を覆すことすら起つた。然し本問題に関する限り、シーザーのガリア戦記 (Commentarii de Bello Gallico) とタキトウスのゲルマニア (Germania) に拠る外なく、この二の記述史料を如何に解釈するかと問題の決め手である。

この二の史料を取扱ふに當つて最も注意すべきは、この史料はともにゲルマンの敵対民族であるローマ人の手記であることと、二人共政治的意図を以つてこれを著してゐることである。シーザー (Julius Caesar) が彼の前五八年から五二年に亘るガリア遠征の記録を、七卷として五一年迄に完成したこのガリア戦記は、ゲルマンの国体、政治、軍隊、風俗、習慣に対して鋭敏、透徹なる観察を下し、錯雜せる情勢の中からの確に核心を把握し大体正鵠を得た決論を下してゐる。然し彼はゲルマン民族に対し敵意を抱いてゐたこと、彼の背後にあるローマ民衆を意識し、ゲルマン民族の制度、風習を語りつゝも、間接に自己の三頭政治の理想を宣伝せんとする傾向を持つてゐた事を忘れることが出来ない。

タキトウス (Cornelius Tacitus) が九八年に著した「ゲルマーニア」はゲルマン民族の風俗、習慣、議會、裁判、宗教、地理、氣候など多岐の問題を取扱ひ、而も深く人生そのものに触れ、簡潔の文章に含蓄の深い内容を盛つてゐる。その一字一句を如何に解するか困難な場合が多い。且つタキトウスはマリウス以来二百年に亘るゲルマンの攻勢に対するローマの空しき防戦を見て、ローマ帝国の最大の脅威の北辺より迫るを身近に感じ、帝国の将来に宿命的なものすら抱いてゐた様に思はれる。彼は「ゲルマーニヤ」三十三章に於て「今やローマ帝国の運命の切迫せる時、運命が吾々に敵同志の不和よりも偉大なものを与へることが出来ぬとすれば、私は祈る、これらの部族の間に吾々に対する愛ならで、彼等相互の間の不和が永く継続せられんことを」(Maneat, Quaesio duretque gentibus, si non amor nostri, at certe odium sui: quando, urgentibus imperii fatis, nihil iam praestare fortuna maius potest, quam hostium discordiam.) と言つてゐる。彼はゲルマン民族の風俗、習慣を叙し、ローマ民衆をして彼等の敵に対する認識を深めしめこれに対して適切なる対策を講ぜしめむとしたが、同時に純潔なゲルマン民族の光の面に魅せられ、老衰爛熟せるローマ民族に対して諷刺的たらざるを得くなつた。従つてタキトウスのゲルマーニアは一種の諷刺文学と言はれる程諷刺的意図の含まれてゐる事を忘れてはならない。即ちシーザーの「ガリア戦記」もタキトウスの「ゲルマーニア」もベルンハイムの所謂教訓的或は実用的歴史 (Lehrhafte oder pragmatische Geschichte) であり、ドープシユの所謂意図を持つた報告 (motive Berichte) である事を銘記すべきである。

二

原始ゲルマン民族の農地制度考究の基礎条件となるものの第一はゲルマン民族が遊牧民族であるか或は定住的農耕民族であるかの問題、第二は彼等の社会がどの程度の進化を遂げて居たかの問題である。かつてゲルマン民族は遊牧の民としてアジアから歐洲に侵入したといふ説が行はれてゐた。然るに最近ゲルマン民族は定住的農耕民族でインド・ゲルマンの時代から北歐を原住地としてゐたとの説が有力となつた。インド・ゲルマン文化の發生期は紀元前一二〇〇〇—四〇〇〇年代に遡ること、前四〇〇〇—二〇〇〇年代がこの民族の移動期で北歐からアジア、東歐、中歐、南歐にインド、ゲルマン民族の国家と文化を創建したこと、これら諸民族の移動の後に原住地に残つたのがゲルマン民族であることが最近の科学的研究によつて最も信じ得られる假説となつた。

タキトウスが「ゲルマーニア」二章に於て「私はゲルマン族そのものは土着のもので、移住や来訪によつて他種族と混血してゐない

と信じた」(Ipsos germanos indigenas crederim, minimeque aliarum gentium adventibus et hospitibus mixtos.)といひ、又第四章に於て「私個人としてはゲルマン諸族は何等他の種族と通婚の爲めに汚されたることなく、特殊にして純粹な、自分自身にのみ似て居る種族として維持して来た」と信ずる人々の意見に同意する」(Ipse eorum opinionibus accedo, qui germaniae populos nullis aliis aliarum nationum connubiis infectos, propriam et sinceram et tantum sui similem gentem existisse, arbitrantur.)と言つてゐるのは古代の著者として誠に意味深い表現である。ゲルマン民族は紀元前二〇〇〇年頃から定住的農耕民としての性格を持ちつつ徐々に東欧、南欧に移動し、最後に歴史上民族大移動と言はれる時期に連るのであるが、かかる移動も原始的農業経済を維持する爲めの土地の不足からで、遊牧的性格からではない。

シーザーからタキトウスに至る時期に於てゲルマン民族の民族源を養ふ主要なる経済的活動は牧畜を伴ふ定住的農耕であつた。然しシーザーもタキトウスもゲルマンを爛熟せるローマ人に対比する爲にゲルマンの原始性を誇張する傾向があり、狩猟に就て多くを語る。タキトウスは「ゲルマニア」二十三章に於て「食物は簡素で野生の果実、新鮮な野獣の肉或は凝乳を撰る」(Cibi simplices: agrestia poma, recens fera, aut lac concretum.)と言ひ、十七章に於ては「彼等は野獣の皮をキム」(gerunt et ferarum pelles)と言つてゐる。又ガリア戦記六章二十一節に於ては「彼等の全生涯は狩猟と武事の鍛錬に過る」(Vita omnis in venationibus atque in studiis rei militaris consistit.)と言ひ、ゲルマニア十五章に於ては「戦争に出ない時は、その日の幾分を狩猟に、よの多くを睡眠と飲食に耽つて無為に日を送る」(Quotiens bella non ineunt, multum Venatibus, plus per otium transigunt, dediti somno ciboque.)と言つてゐる。

更に経済的活動としての掠奪行為に言及し、ゲルマニア十四章に於ては「首領の従士に」惜気なく与える材料は戦争と掠奪によつて得られる。彼等に地を耕し年々の收穫を期待することを説得するのは、敵に戦ひを挑み傷を得ることを勧めるよりは容易でない。血を以て獲得せられるものを敢て額に汗して得ることは怠惰であり無能であると云ふ彼等を誦つてゐる」(Materia munificentiae per bella et raptus, Nec arare terram, aut expectare annum, tam facile persuaseris, quam vocare hostes et vulnera mereri. Pigrum quinimo et iners videtur, sudore acquirere, quod possis sanguine parare.)と言ひ、又ガリア戦記六章二十三節に於ては「掠奪は彼等の部族の領域外で行はれる限り彼等には何等の不吝奪とはならぬ」(Latrocinia nullam habent infamiam quae extra fines quinsque civitatis fiunt.)と言つてゐる。

かくゲルマンは狩猟や掠奪を行つたとしても彼等の民族源を養ふ主要な経済活動は牧畜と農耕であつたであらう。スエーデンのボフスレーン (Bohuslän) に於ける鋤を曳く牡牛の青銅時代の岩石彫刻や、ローマ時代のマルクス・アウレリウス帝の記念塔に描かれたローマ人の掠奪にあつて居るゲルマンの山羊、牛、羊等の家畜の浮彫は、家畜がゲルマン人の生活に重要な役目を果してゐたことを物語る。「ゲルマーニア」二十一章に於て「殺人せしむる牛や羊の一定数によつて償はれ、全家族はこの賠償を納める」(Luitur enim etiam homicidium certo armentorum ac pecorum numero, recipitque satisfactionem universa domus.) と言つてゐる如く、牛、山羊、羊、豚は彼等の最も貴重なる財産であつた。又ガリア戦記四章一節に於ては「彼等の食物は余り穀物によらず主として牛乳と肉である」(Neque multum frumento, sed maximam partem lacte atque pecore vivunt.) と言つてゐる。又タキトウスはゲルマーニア十四章に於て「従士は首領の寛大なによつて、かの軍馬、かの血潮滴る勝利のフラメマをかち得んと願つてゐる」(Exigunt enim Principis sui liberalitate illum bellatorem equum, illum cruentam victoricenque frammam.) といふ。又十八章に於て生涯勞苦を俱にする象徴として結婚に際して夫は妻に「輓に繋がれたる牛、裝備されたる馬」(hoc iuncti boves, hoc paratus equus) を贈ると言つてゐる。かく牧畜はゲルマン社会にあつては平時に於ても戦時にあつても重要な経済的産業であつた。農耕に就てタキトウスはゲルマーニア五章に於て「穀物は豊かなるも、果樹を生ずるに堪へず、家畜に富めるもその体は概ね小なり」(Satis ferax: frugiferarum arborum impatiens: pecorum foecunda, sed plerumque improcera.) と言つてゐる如く、ゲルマンは原始時代から穀物の種類に富み、大麦 (Gerste) 小麦 (Weizen) 黍 (Hirse) 燕麥 (Hafer) マン麦 (Roggen) 豌豆 (Erbsen) 豆 (Linse) 隠元 (Bohne) を栽培し、粟 (Mohn) にんじん (Möhre) もやし (Rübe) 亜麻 (Flachs) 大麻 (Hanf) 大青 (Waid) 等を持つてゐた。(J. Hoops, Waldbäume und Kulturpflanzen in germanischen altertum 参照) 又タキトウスは「果樹を生ずるに堪へず」といつてゐるが、十章に於ては「果樹から切り取られた小枝 (Virgam, frugiferae arbori decisam) を鋸石に使用することを述べて居る。林檎も早く栽培され林檎酒が造られて居た様である。従つて「果樹を生ずるに堪へず」(frugiferarum arborum impatiens) は「果樹を生ずるに堪へず」(frugiferarum arborum patiens) の写字の誤りであらうかの説もある。

定住的農耕民であるゲルマンの当時の社会は、「ゲルマーニア」二十五章に於て「奴隸は各々口の居所を持ち、各々の世帯を管む。主人は吾々 (ローマ人) が小作人に対する如く奴隸に一定量の穀物或は家畜或は織物を課するに過ぎない。」(Suam quisque sedem, Suos Penates regit. Frumenti modum dominus, aut Pecoris, aut Vestis, ut colono, imungit.) と言つて居る如く複雑な相

当進化したものであつて、自由人の下に半自由人や奴隸が小作人として使用されて居た。このゲルマンの社会とローマの社会とは、ライン、ドナウ両河の沿岸を接触地として相当頻繁に交易が行はれ、殊にラエティア州の首府アウグスブルグ等がその中心地で、「ゲルマーニア」四十一章に於てはヘルムンツリー族 (Hermunduri) がこゝで盛に商取引を行つた事が記されてある。ゲルマン人は毛皮や琥珀を輸出しその代償として青銅、鉄ガラス製品、葡萄酒その他の装身具を購つた。

かゝるゲルマンの農民は二世紀以後のローマとの接触に於て、彼等の生命が脅された時の外はローマ人と協調的であつた。即ち彼等は降伏者 (dedicij) としてローマ軍隊に編入された時でも、退役軍人 (Veteran) として要塞附近の土地を耕作した時でも、農奴 (laeti) として土地に拘束せられてリメス附近の土地の農耕に従事した時でも、大体平和的であり、ローマ社会に、その最も缺乏せる労働力を補給し、同時にローマ社会をゲルマン化して民族大移動後に成立するローマ風ゲルマン風社会の基礎を作つたのである。

三

かゝる農耕社会を形成してゐたゲルマン人のシーザーからタキトウスに至る頃の農地制度は如何なる形態のものであつたであらうか。この問題の鍵はガリア戦記四章一節、六章二十二節、「ゲルマーニア」二十六章の解釈にある。シーザーは四章一節に於て「彼等のもとに於ては個人的な分割せられたる土地は存在しない。又一年以上同一の場所に住む為に留まることは許されない」(Sed privati ac separati agri apud eos nihil est, neque longius anno remanere uno in loco colendi causa. Hoet.) と云ひ、六章二十二節に於ては「誰も仕切つた一定の土地や自分自身の境界を持たない。長官や首領は毎年部族や結合した血族にそれがともかくも満足するだけの土地を指定する。而もその翌年には又どこかの異つた場所に移転させる」(Neque quisquam agri modum certum aut fines habet proprias, sed magistratus ac principes in annos singulos gentibus cognationibusque hominum quique una coeunt, quantum et quo loco visum est agri adtribunt atque anno post alio transire cogunt.) と云ひつゝ、タキトウスは二十六章に於て「土地は耕作者の数に応じて全体として村に於て占有せられ、更に直ちに彼等相互の間に於て社会的地位によつて分配せられる」(Agri, pro numero cultorum, ab universis in vices occupantur, quos mox inter se, secundum dignationem, partuntur.) と云ひつゝある。

フランス革命、自由戦役、農奴解放等の自由主義思想の発展に刺戟せられた研究家、特に法学者の間に於ては、これらシーザーやタキトウス等の記述を以て、原始ゲルマン民族の農地制度に就て(三喜田)

キトウスの文献を根拠として原始民族の間に於農地共産主義が実行せられたとしてマルク共同体説 (Mark genossenschafttheorie) 又は農地共産主義 (Agrarkommunismus) を提唱した人々が現れた。一八二〇年に出版されたケーニヒスベルグ大学の法律学教授 ロング氏の「ゲルマンの裁判制度 (Dr. Karl August Rogge, Ueber das Gerichtswesen der germanen. Halle. 1820. S. 38 甲) なる著述に於て、「一個のゲルマン民族が貴族と自由人との二の階級から成る如く、各ガウは二種の土地から成つて居る、一は自由人、貴族、国王、教会等の個人の所有権の下にある土地で villae indomitate と称せられるもの第二は多くの自由人の共同所有権 (Gesamteigentum) の下にあつて共同に利用せられる土地、即ちマルク共同体の土地である。ガウの住民に適用せられる法律に人民法 (Volksrecht) と人民安全規定 (volksfrieden) がある如く、マルク共同体の土地に関してはマルク法 (Mark recht) とマルク安全規定 (Markfrieden) がある。マルク法は共同使用に關する個人の割当とその利用の種類を規定し、マルク安全規定は組合員に対してマルク法の適用を確実にし、隣人の侵害に対して彼等の権利を保護する」と言はれてゐる。

ロング氏は如何なる史料によつてかゝる説を主張されたかこれを詳にしないが、かゝる共同所有権 (Gesamteigentum) が存在したといふ説に対して反対論が現はれて来た。その代表的なものはドーブシユ教授の主張である。ドーブシユ教授はその著「歐洲文化發展の經濟的社会的基礎 (Alfons Dopsch. Wirtschaftliche und Soziale Grundlagen der Europäischen Kulturentwicklung. Wien 1923. S. 62 ff.) に於て、「シーザーの上記のガリア戦記四ノ一六ノ二十二は個人の所有権の否定でなくして國家社會主義政策の表明である。シーザーは六章二十二節の末尾に於て「一般の人々は最も有力な人々さへ自分等以上に所有しないといふ事を知つたらそれで満足するだらう」(Ut animi aequitate plebem contineant, cum suis quisque opes cum potentissimis aequari videt.) と言つてゐるのは、当時ゲルマンの社會には個人所有権が存在し、且つ土地所有の差別、権力者と庶民との対立のある事を間接に物語るものであり、同時に彼の三頭政治の土地政策を辯護したものである。

又タキトウスのゲルマニア二十六章の上記の文献は、一般庶民を土地分配から除外したローマの大農制度 (latifundia) に反対して、ゲルマンの社會に於ては、土地を全体として占有し (Occupatio agrorum ab universis)、耕作者の数に依つて (pro numero cultorum)、個人的身分を顧慮して (secundum dignationem) 分配するので、誰もローマの如く土地分配から除外されないと主張してゐるのである。従つて Universitas は地方自治体 (Mark) ではない。又タキトウスが二十六章に於て「彼等は年々耕作地を變更するも而も土地 (田野) はあまり餘つてゐる」(Arva per annos mutant, et superest ager) と言つてゐるのは、各自の所有する広い田

野の内で耕作地を取り替へること、ローマの集約経営 (intensive Wirtschaft) に対するゲルマンの広汎経営 (extensive Wirtschaft) による穀草経営 (Feldgraswirtschaft) を主張するもので共産主義による土地共有を意味するものではない。それは同じ二十六章に「彼等は果樹園に種子を蒔き、牧場を圍ひ、菜園に灌漑するが如き労働によつて土地の肥沃さや広さを酷使しようとする。土地には穀物だけが課せられるに過ぎない。」(Nec enim cum ubertate et amplitudine soli labore contendunt, ut pomaria conserant et Prata separant et hortos rigent. sola terrae seges imperatur) と言つてゐることによつて裏書せられる。更にゲルマンは泉、林、牧地を中心として十分離れて居住してゐた事(十六章)、奴隸、半自由人を使役して彼等から年貢を納めしめて居た事(二十五章)。首領に対して自発的に家畜、農作物を献上する習慣があり、これが首領の必要を充してゐた事(十五章)等を社会的地位に依つて土地を分配してゐた事と併せ考ふれば、当時ゲルマンの社会には地主制度の行はれてゐたことが証明され得る。又十五章に於て「最も勇敢にして最も好戦的な者は自ら何事も爲さず、家事、爐辺、田畑の一切の世話を婦人、老人及家庭内の最も虚弱な者に打委せて自ら怠惰に日を過す」(Fortissimus quisque ac bellicosissimus nihil agens, delegata domus et penatium et agrorum cura feminis senibusque et infirmissimo cuique ex familia: ipsi hebet.) と言つてゐるが、この最も勇敢にして最も好戦的な者こそ地主階級に属する人々である。彼等は平素選抜せられたる若者に圍繞せられて権威 (dignitas) ある生活を送つた。(十三章)。かかる権威は二十六章の社会的地位 (dignatio) と同一の言葉で地主としての権威をも意味する。然しゲルマンの地主の多くは、奴隸の年貢に依頼して飲酒と賭博に耽る様な無為の生活を送るものでなく、ガリア戦記六章二十四章に記される如く「缺乏で赤貧で忍耐強い」營々と働く自作農でもあつた。彼等は奴隸に対して余り階級的差別感を抱かず、彼等の子供は一定の年齢に達する迄奴隸の子供と同様な生活環境に置かれた(二十章)。

以上は原始ゲルマン民族の農地制度に関するドープシニ教授の見解の概要であるが、惟ふに原始ゲルマン民族は第二節に述べた如く定住的農耕民族であること、彼等の社会は比較的複雑な進化したものであつたこと、彼等は個性の強い民族であることから考へて、ジーザーやタキトウスの文献から、原始ゲルマンの下に於ては土地に対する個人の所有権が発達し、ドープシニ教授の所謂地主制度 (Grundherrschaft) の存在して居た事も類推せられる。この地主制度は古代のローマ又は中世のそれとは異なる性格のものであつた事も想像せられる。かかる地主制度がゲルマンのローマ風社会への侵入と共に、ローマの土地制度の影響を受けて中世の荘園制度として発達したのであらう。現にホルサス、ロートリンゲン地方に多い Rappoltswiler, Dudweiler, Buchswiler, Alberschwiler. 等の

Weiler の語尾のつく地名は、ローマ風地域に侵入したゲルマン族が、ローマの農園なる *Villae rusticae* を占領して、新たな土地の所有者となり自己のゲルマン風の名前に、*Villae* の訛である Weiler をつけて呼んだのが地名として残つたもので、これによつてゲルマンの土地に対する個人所有権と、ゲルマン風制度とローマの風習とが融合して中世的制度へと発展して行く過程がうかがはれる。

かくゲルマンの原始時代に於て私は個人の所有権の存在した事を是認するものであるが、シーザーの文獻によつて一時この個人所有権が制限せられる様な土地の共同利用が行はれた事も否定出来なと思ふ。シーザーの記述は戦争状態にあるスエキイ (Suevi) 族の特殊状態の描写であるが、ゲルマン民族は長い間ローマ民族と対立關係にあつたから、かゝる特殊状態も一般化される傾向を持つてゐたであらう。又原始時代のゲルマンの血族は平時に於ても戦時に於ても戦友としての団体を組織してゐた。ゲルマーニアの七章に於ては「彼等の騎兵隊又は楔形の歩兵隊が偶然の機会又は偶然の徒党から成立つて居るのでなく家族又は血縁のものから構成されてゐることは彼等に特別の勇氣を与へる刺戟となつてゐる」(Quodque praecipuum fortitudinis incitamentum est, non casus nec fortuita conglobatio turman aut cuneum facit, sed familiae et propinquitates.) と言ひ、二十一章に於ては「父又は血縁の者の抱ける敵意はその友情と同様に是非引続がねばならぬ」(Suscipere tam inimicitias, seu patris, seu propinqui, quam amicitias, necesse est.) と言ひてゐる。復讐の権利 (Fehderecht) を神聖なものとして認めてゐた、ゲルマンの社会に於ては、血縁は共同の敵に対する防禦又は復讐の爲の団結体としての意義を持つてゐる。戦時に於てはかゝる血縁の者が歩兵隊や騎兵隊を組織したのであらう。又かゝる団体は血族の長である長官や首領の指揮下にあつた。かゝる団体は経済的団体ではないが如何なる団体も経済を除外しては存続しない。従つてかゝる団体が共に土地を耕作し、利用した事、かゝる土地に対してはシーザーの記述の如く血族の長である長官や首領が支配権を掌握してゐた事が想像され得る。又古代の村落はかゝる長官や首領の指導の下に開発、形成せられて行つたのである。故にかゝる団体によつて占有せられた土地は、タキトウスの如く「全体として村に於て占有せられる」(ab universis, in vices, occupantur) と言ひ得るであらう。又社会の情勢が安定すれば、かゝる土地は「直ちに彼等相互の間に於て、社会的地位に応じて分配せられる」(quos mox inter se, secundum dignationem, partiantur)。而してこれらの土地の上に大小の地主や小作人たる奴隸の居る原始ゲルマンの社会が形成されて行くのである。

かく感じ来れば「ゲルマーニア」二十六章のこの „Agri, pro numero cultorum, ab universis in Vices occupantur, quos mox inter se, secundum dignationem, partiantur.” なる簡潔な文章のうちに、ゲルマン社会の数百年に亘る發展が、いみじくも

合著深く表現せられて居るのを知り得るであらう。かくて私はこの偉大なる古典の著者に対する敬愛の念を益々深くするのである。

Summary

The Agrarian System of German in the Earliest Time.

By Kumazo Mikita

A key of the solving of this problem is in the interpretation of the famous passages of Julius Caesar's "De Bello gallico", IV, 1. and VI, 22, and Tacitus' germania C. 26. The jurists in the early nineteenth century advocated the agrarian-communism or Mark-association (Markgenossenschaft) theory from these passages. But I think private land ownership developed in German in the earliest period. The "agri" of Tacitus can hardly be identified with the Mark and can not be interpreted Tocitus, "universi" as Mark-Associate with commural land-ownership. But there were unions of families and clans in German in the earliest time, and such unions were supported only by economic efforts. Such unions of families and clans performed co-cultivation of land and limited private ownership a little by reason of military object. But when the situation became peaceful and stable, they divided the land for number of cultivators (pro numero cultorum) and "secundum dignationem". So short passage of Tacitus' germania C. 26 explained the historical development of many hundreds years such as co-cultivation and division of land in German earliest time.

* Professor of European History, Faculty of the Liberal Arts and Science, at the Shinshu University.